

## 2 高齢運転者(75歳以上)の免許更新時における認知機能検査(講習予備検査)

運転者が認知症である、または認知症の恐れがあるかどうかについては、運転者の安全を確保するためにも、できるだけ早い段階において発見される必要があります。

そこで、運転免許証の更新を希望する75歳以上の高齢運転者に対して、認知機能検査(通称「講習予備検査」と呼ばれます)をおこなうことが義務づけられました。

➡ 次のページの図2も、ご参照下さい。

### ●「認知機能検査(通称:講習予備検査)」とは?

運転免許の更新時期において、75歳以上である運転者が運転免許証を更新するためには、認知機能検査(講習予備検査)を受ける必要があります。

認知機能検査(講習予備検査)では、以下の項目について検査を受けます。

- ▶ 時間の見当識(検査時における年月日、曜日及び時間を回答する)
- ▶ 手がかり再生(イラストを記憶し、一定の時間をおいて回答する)
- ▶ 時計描画(時計の文字盤及び、指定された時刻を指す針を描く)



図2. 高齢運転者(75歳以上)の運転免許証の更新手続きの流れ



【注意】上記の図2は、「家族介護者のための支援マニュアル®(第二版)」作成時の法令に基づいております。「更新手続きの流れ」は、法令の改正により、変更することがありますので、最新の情報や詳細は、最寄りの運転免許センターなどに問い合わせてください。

## 認知症高齢者の自動車運転に関する法律のまとめ

**運転者が認知症である場合には、安全な運転の継続が徐々に難しくなることから、法律上、自動車を運転することは望ましくありません。また、回復する見込みがある場合でも、回復するまでの間は、法律上、運転することは望ましくありません。**

**もし、運転者が認知症だとわかった場合には、運転者の安全を確保するためにも、できるだけすみやかに運転を中止させましょう。**

# 第4章 自動車運転に対する人々の意識

自動車を運転していた人が認知症になり、運転を中止しなければならなくなった時、何の葛藤もなく中止できるケースは少ないでしょう。運転中止が円滑に行われるためには、どのような準備が必要なのでしょう。

## 運転を中止することができる条件とは何でしょうか？

介護をしているご家族(介護者)の多くは、ご本人が円滑に運転を中止するためには、「代わりの運転者がいること」が必要であると考えています。

しかし、ご本人の代わりに運転してくれる人を見つけることは簡単ではありません。そして、ご本人は、代わりの運転者がいれば、本当に運転を中止できるのでしょうか？

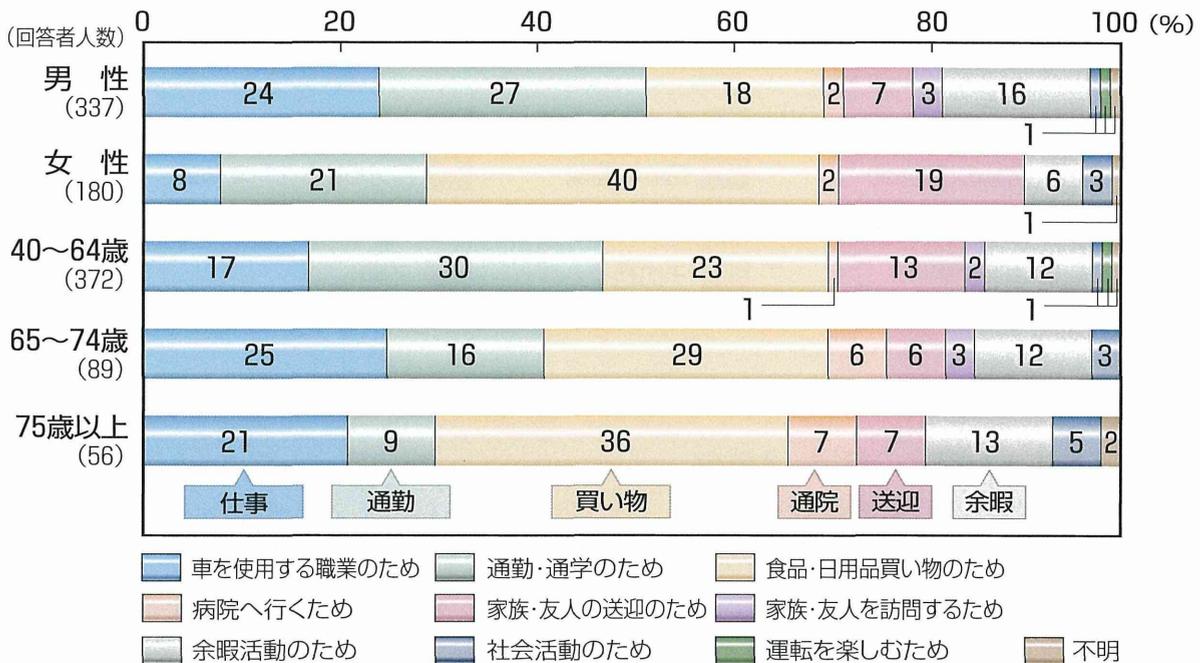
まずは、「運転をする方の気持ち」について考えてみる必要があります。

## 運転の目的は何でしょうか？

運転している方は**何のために**運転を必要としているのでしょうか？

### 「あなたは、どのような目的で運転しますか？」

アンケート調査：全国の40歳以上の一般ドライバー517人を対象に実施(2007年)



アンケート調査の結果、以下のような目的で自動車を利用するという人が多いことがわかりました。

**男性**：●仕事 ●通勤    **女性**：●食品や日用品の買い物 ●送迎  
**高齢者**：●食品や日用品の買い物 ●病院へ行くため

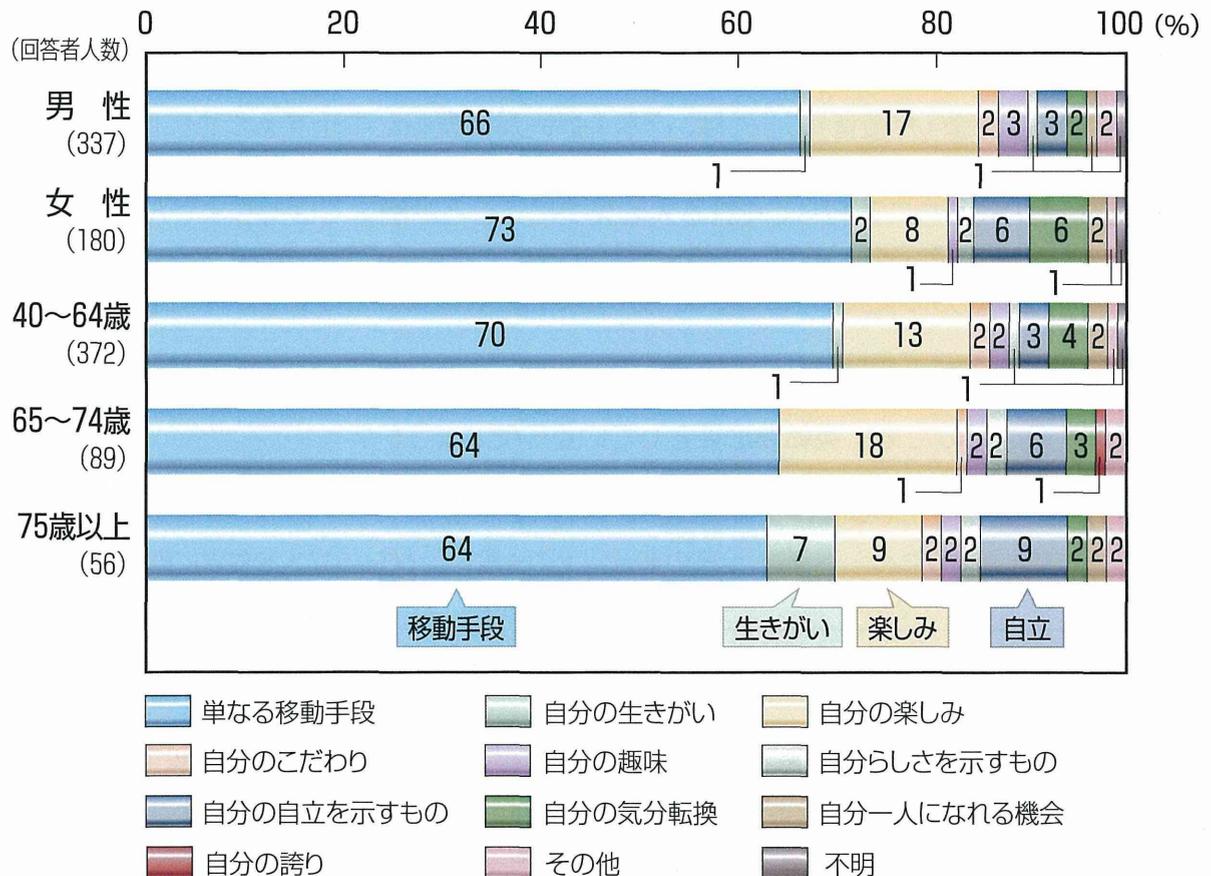
平成19-21年度厚生労働科学研究費補助金(認知症対策総合研究事業)「認知症高齢者の自動車運転に対する社会支援のあり方に関する検討」(H19-認知症-一般-025)研究班(研究代表者 荒井由美子)  
 平成27年度厚生労働科学研究費補助金(厚生労働科学特別研究事業)「認知症高齢者の自動車運転を考える家族介護者のための支援マニュアル」を用いた家族への情報提供に関する研究(H27-特別-指定-022)研究班(主任研究者 荒井由美子)

## 車を運転する意味は何でしょうか？

自動車運転は、多くの人にとって、「通勤」「買い物」「通院」を行う上での重要な「交通手段」になっています。しかし、果たして、それだけでしょうか？

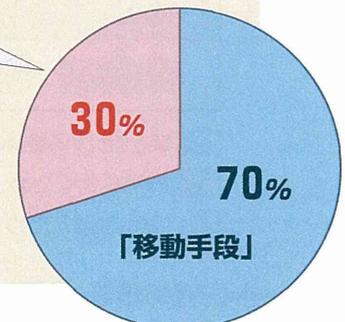
### 「自動車を運転することはどのような“意味”がありますか？」

アンケート調査：全国の40歳以上の一般ドライバー517人を対象に実施（2007年）



アンケート調査の結果、3割のドライバーは自動車運転を移動手段以外の意味で考えており、特に高齢者にそうした考えが多いことがわかりました。

「自分の楽しみ」  
「自分の生きがい」  
「自分の自立を示すもの」



平成19-21年度厚生労働科学研究費補助金(認知症対策総合研究事業)「認知症高齢者の自動車運転に対する社会支援のあり方に関する検討」(H19-認知症-一般-025)研究班(研究代表者 荒井由美子)  
平成27年度厚生労働科学研究費補助金(厚生労働科学特別研究事業)「認知症高齢者の自動車運転を考える家族介護者のための支援マニュアル」を用いた家族への情報提供に関する研究」(H27-特別-指定-022)研究班(主任研究者 荒井由美子)

運転する「目的」や「意味」は、人それぞれで違うため、運転を中止することで必要となる支援の内容もまた、人それぞれで違います。そこで、ご本人が運転を中止した後に、どのような支援が必要であるのかを見極めるためには、ご家族や周囲の方々が、ご本人が運転をする「目的」や「意味」について知っておくことが重要です。

## ■ 運転中止を拒む理由を考えてみましょう

認知症などにより運転を中止しなければならなくなった時に、ご家族や医師の勧めに大きく抵抗し、運転中止を拒むことがあります。その理由は何でしょうか？

- ▶ 病気（認知症）による記憶障害や病識（病気であるとの認識）がないことが原因と考えられます。（➡ 第1章 参照）
- ▶ また、ご本人の側には、自分の行動を制限されることへの抵抗感があり、一方、ご家族の側にも、運転者の行動を制限することへの罪悪感のような感情があるのではないのでしょうか。

運転を中止することで、ご本人やご家族の日常生活に何らかの影響が及ぼされると考えられます。しかし一方で、運転を中止することで、交通事故を起こすような危険性はなくなり、ご本人とそのご家族や周囲の人々の安全を守ることにも確実につながります。



## 運転免許の自主返納制度

運転を中止しなければならなくなったとき、ご本人が自らの意志で中止することが、最も望ましいとお考えの方も多いでしょう。運転免許は、運転者自ら申請して、運転免許の取消し（自主返納）を行うことができます。

### 申請方法

**【申請先】**お住まいの地域の運転免許センターや警察署（地域によって異なりますので、ご確認ください。）

**【手数料】**なし



➡ お住まいの市区町村で、運転免許証の自主返納を支援するためのサービス（例えば、運転経歴証明書の交付申請手数料の助成）を提供していることがあります。活用できるサービスがないかどうか、市区町村の窓口（高齢者福祉・介護関係など）に尋ねてみるとよいでしょう。

### 参考

#### ●運転経歴証明書

運転免許を自主返納して5年以内であれば、運転免許センターや警察署へ申請することにより「運転経歴証明書」の交付を受けることができます。この証明書には、免許の返納日より前の5年間の自動車等の運転に関する経歴について表示されます。



## 第5章 運転者が認知症になったとき

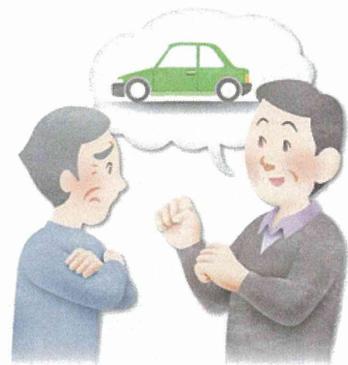
### 1 自動車を運転している方に、認知症が疑われる場合には、早めに医療機関を受診し正確な診断を受けましょう。

認知症には、アルツハイマー病や血管性認知症などのような、いくつかの原因疾患があり、それに伴う様々な症状があります。まずは、正確な診断により、病名と症状を知りましょう。次に、病気が運転にどのように影響するのかについて、主治医からよく説明を聞きましょう。



### 2 認知症になると、安全に運転することが徐々に難しくなります。ご本人を含め、ご家族・関係者で話し合い、このことをよく理解することが重要です。

認知症という病気により、運転の制限や中止が必要になることについて、運転者が納得し、できればご本人の意志で、運転を中止してほしいと願うでしょう。そのためには、ご本人を含めご家族や関係者で、早い段階から、何度か話し合いをもつことが大切です。



#### ご本人にとっての運転の「目的」や、運転することの「意味」を確認しましょう

- ▶ご家族で、運転する患者さんの思いを共有し、協力して運転中止に取り組むことができます。
- ▶運転中止後の自動車の代わりとなるものは何かについて見極めるための、重要な情報となります。

## ■ご本人にとっての運転の目的や意味は何か？

移動手段  
あるいは  
楽しみ・生きがい？



仕事に使用  
あるいは  
通院に使用  
あるいは  
買い物に使用？

## ■「運転」の代替を検討する

### 自動車が移動手段として必要である場合

代替の移動手段を見つける必要があります。運転の行き先・目的に応じて、自動車の代わりとなる交通機関を確認してください。

- 家族・友人・知人で、代わりに運転してくれる人はいますか？
- お住まいの地域に、公共交通機関や移動サービスはどのようなものがありますか？

また、お住まいの地域で公共交通機関の高齢者優待乗車証や移動サービスを提供している場合がありますので、市区町村の窓口(高齢者福祉・介護関係)に尋ねてみるとよいでしょう。(ただし、サービスの対象者が、要介護認定を受けている方など限定されていることや、利用できる区間・地域が限定されていることもありますので、注意してください。)

### ■ 公共交通機関

(バス、コミュニティバス・循環バス・巡回バス・福祉バス、タクシー、電車、地下鉄、路面電車、船舶など)

### ■ 病院や福祉施設の送迎バス

### ■ 乗合バス・デマンドバス(予約制乗合バス)

### ■ 乗合タクシー・デマンドタクシー(予約制乗合タクシー)

### ■ 介護タクシー・福祉タクシー

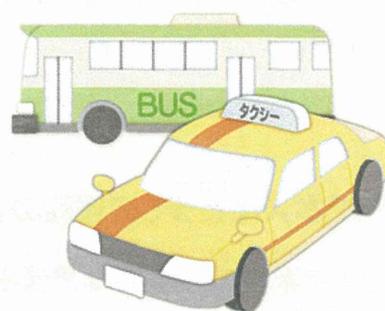
### ■ 自家用有償旅客運送

(市町村やNPO法人等による有償の運送サービス)

### ■ その他の移送サービス

※自転車・シニアカー(電動カート、電動三輪車・四輪車)・電動車いすは、認知症患者さんにとって、必ずしも安全な乗り物とはいえません。

➡ ワンポイントアドバイス「(自動車の代わりとしての)電動車いすや自転車の利用について」(p31)を参照してください。



## 運転することが楽しみや生きがいである場合

運転以外に、ご本人の好みに合うような楽しみや生きがいとなる活動を、地域で探してみましよう。

お住まいの地域で、このような活動やサービスを聞いたことはありませんか？近所の方やご友人に尋ねてみたり、お住まいの市区町村の窓口（高齢者福祉・介護関係など）に尋ねてみるとよいでしょう。

- 生きがいづくり活動、デイサービス
- 老人クラブ、敬老会
- 介護予防教室、もの忘れ・認知症予防教室、閉じこもり・転倒予防教室
- 趣味の講座、娯楽の場
- 運動・体操、健康づくり教室
- ふれあいサロン、いきいきサロン、茶話会
- 生涯学習、教養講座
- 住民交流・世代間交流
- ホームヘルプサービス、見守りサービス、外出支援サービス
- 入浴・温泉施設への送迎付きサービス
- 宅老所、福祉センターでの活動
- 貸農園での活動
- シルバー人材センター、事業団登録、伝承活動



**3** 家族や主治医が強く中止を促しても、速やかな運転の中止が、どうしても難しい場合には、必ず、運転の代行が可能な家族らが同乗し、定期的に運転行動を観察するようにしましょう。また、安全に運転していると思われる場合にも、定期的な観察をして、チェックすることが大切です。

### 運転チェック

認知症が原因で、失敗することの多い運転行動について、観察しましょう。以下の5項目について、特に注意して観察するようにしてください。そして、こうした運転がみられた日付をメモしておきましょう。その時の患者さんの様子などもメモしておく、後で、主治医や警察署・免許センターに相談するときに役立ちます。

運転チェック	日付	日付	日付	気づいたこと
1. センターラインを越える				
2. 路側帯に乗り上げる				
3. 車庫入れ(指定枠内への駐車)に失敗する				
4. ふだん通らない道に出ると、急に迷ってしまったり、パニック状態になったりする				
5. 車間距離が短くなる				

(熊本大学医学部 池田学教授 作成)

上の5項目の運転状況は、年をとっただけで増えてくる失敗というわけではなく、認知症という病気のためにさらに起こりやすくなる失敗です。1つでも繰り返して起こすようなときは、交通事故を起こす確率が高く、危険であることを示すサインです。患者さんも理解した上で運転を中止できるように、粘り強く話し合しましょう。